

社会福祉法人備後福社会 評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人備後福社会の評議員（以下「評議員」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう評議員とは、定款第5条の7人をいう。

2. 報酬は、法人と委任関係にある評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(評議員の出席報酬等)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費の実費を支払うことができる。

2. 定款第8条の総額とは別途、実費弁償費を支払うことができる。

(改正)

第4条 本規程の改正は、定款第10条3項により評議員会の議決を経なければならない。

附 則 この規程は、平成29年6月20日より適用する。

別表1

評議員報酬（日額）

名 称	報 酬	備 考
評 議 員 報 酬 等	15,000 円	